

大 気 ・ 水 質 関 係

届 出 の し り

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類 編

令和 3 年 1 月

堺 市

はじめに

平成 12 年 1 月 15 日から、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」という。）が施行されました。

ダイオキシン法では、

- 1 ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)
- 2 ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDDs)
- 3 コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs)

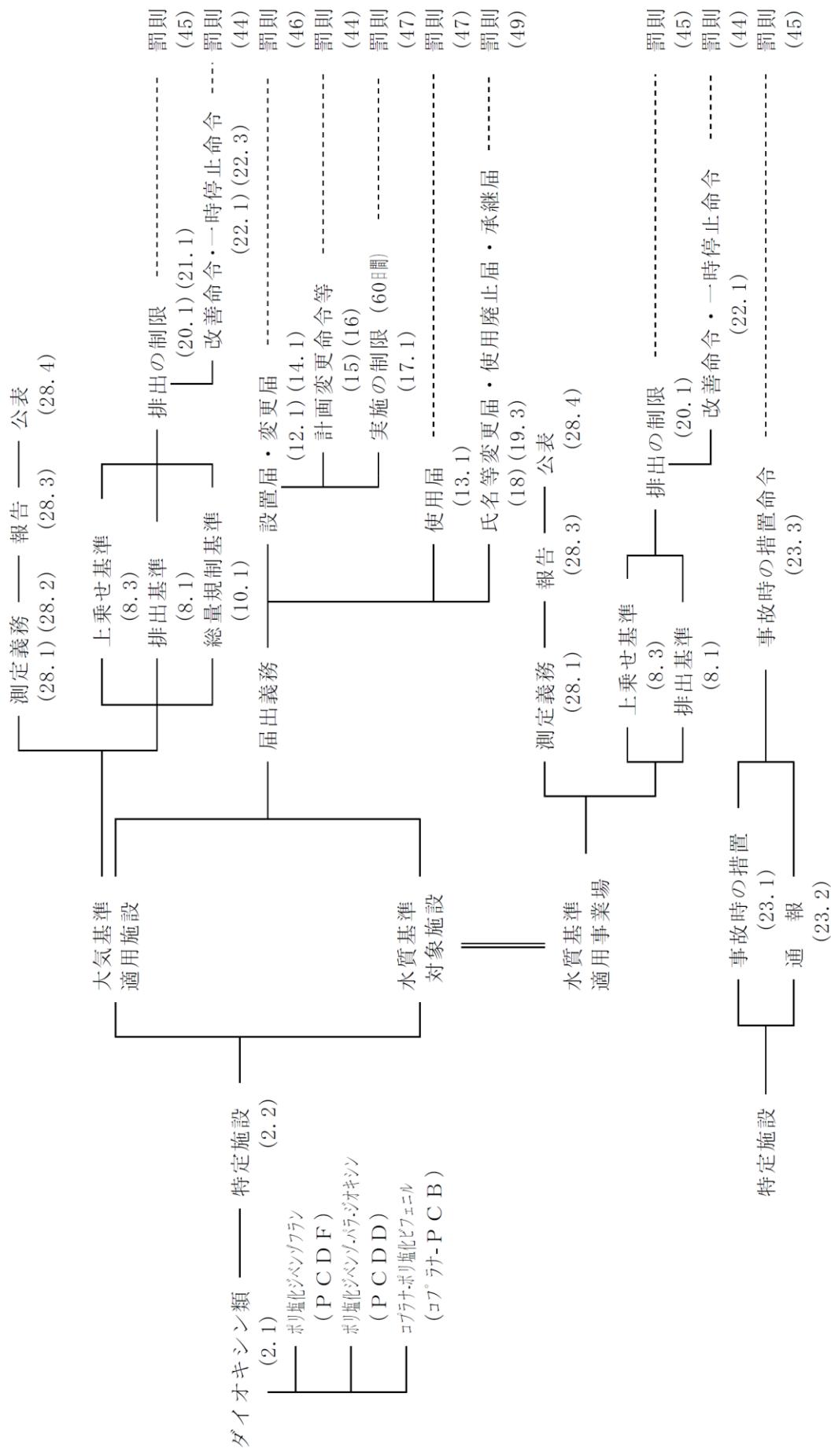
の 3 種類をダイオキシン類と定義し、さらに、廃棄物焼却炉等ダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」と定義しています。

また、これらの施設について、「届出書の提出」、「規制基準の遵守」、「ダイオキシン類の測定」等が義務づけられています。

本冊子は、届出書の作成方法を中心として、ダイオキシン法に基づく様々な規制内容を解説したものです。

事業者の皆様におかれましては、ダイオキシン法についてのご理解をいただき、一層のダイオキシン対策に努めてくださるようお願いします。

ダイオキシン類対策特別措置法の体系図(平成11年7月16日法律第105号)



目 次

1 特定施設	1
(1) 大気基準適用施設	1
(2) 水質基準対象施設	2
(3) 他法令の許可、届出等について	3
2 排出基準	4
(1) 大気基準適用施設の排出基準	4
(2) 水質基準対象施設に係る排出基準	4
(3) 廃棄物焼却炉に係るばいじん及び燃え殻の処分の方法	5
3 測定義務	6
(1) 測定要領	6
(2) 報告義務（様式の記載例）	7
4 届出要件一覧表及び添付書類一覧表	11
(1) 届出要件一覧表（届出種類、時期、罰則等）	11
(2) 添付書類等一覧表	11
(3) フレキシブルディスクによる届出	11
5 届出書の作成要領	12
(1) 届出に必要な書類	12
(2) 事前相談	13
(3) 届出の提出先	13
(4) 受理書	13
(5) その他の書類（代表者以外の人が届出をする場合）	13
【届出書（鑑）の記載例】	14
【別紙1の記載例】	17
【別紙1の記載上の注意事項】	18
【別紙2の記載例】	19
【別紙2の記載上の注意事項】	20
【別紙3の記載例】	22
【別紙3の記載上の注意事項】	23
【別紙4の記載例】	24
【別紙4の記載上の注意事項】	25
【別紙5の記載例】	26
【別紙5の記載上の注意事項】	27
【別紙6の記載例】	28
【別紙6の記載上の注意事項】	29
【変更概要説明書の記載例（※変更届の場合のみ）】	30
【変更概要説明書の記載上の注意事項】	31
【その他添付書類の記載方法】	32

1 特定施設

ダイオキシン法の届出が必要な「特定施設」には、「大気基準適用施設」と「水質基準対象施設」があります。これらの施設の設置や変更を行う際には、60日前までに届出を行う必要があります。（法第12～17条）

(1) 大気基準適用施設

大気基準適用施設とは、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する特定施設で、施行令別表第1に掲げるものをいいます。当該施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度について、大気排出基準が適用されます（基準値は「2 排出基準」参照）。

施行令別表第1 大気基準適用施設

号	施設種類	規 模	備 考
1	鉄鋼業焼結施設 焼結炉	原料の処理能力 1トン／時以上	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造用に限る。
2	製鋼用電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA以上	鉄鋼又は鍛鋼の製造用を除く。
3	亜鉛回収施設 焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力 0.5トン／時以上	原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。
4	アルミニウム 合金製造施設 焙焼炉、乾燥炉 溶解炉	原料の処理能力 0.5トン／時以上 容量 1トン以上	原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。
5	廃棄物焼却炉	火床面積0.5m ² 以上 又は 焼却能力50kg／時以上	廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積又は焼却能力の合計。

※施設が1日24時間稼働の場合にあっては、24時間の定格標準能力を意味する。それ以外の場合は、実稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし、実稼働時間が、1日当たり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。

(2) 水質基準対象施設

水質基準対象施設とは、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する特定施設で、施行令別表第2に掲げるものをいいます。

水質基準対象施設を設置する工場又は事業場は「水質基準適用事業場」となり、排水中のダイオキシン類濃度について、水質排出基準が適用されます（基準値は「2 排出基準」参照）。

施行令別表第2 水質基準対象施設

号	施設種類	備 考
1	塩素又は塩素化合物による漂白施設	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造用
2	アセチレン洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造用
3	廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造用
4	廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造用
5	廃ガス洗浄施設	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理するもの
6	二塩化エチレン洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造用
7	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	カプロラクタムの製造用 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。)
8	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造用
9	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造用
10	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造用
11	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2' -m]トリフェノジオキサン（別名ジオキサンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンバイオレット」という。）の製造用
12	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理するもの
13	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	亜鉛の回収用（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたもののからの亜鉛の回収に限る。）
14	イ ろ過施設 ロ 精製施設	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理す

	ハ 廃ガス洗浄施設	る方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。) 用
15	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg／時以上）から発生するガスを処理するもの
	灰の貯留施設	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg／時以上）に係るもの（汚水又は廃液を排出するものに限る。）
16	分解施設 洗浄施設又は分離施設	廃P C B等又はP C B処理物を処理するもの P C B汚染物又はP C B処理物を処理するもの
17	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）用
18	下水道終末処理施設	1号から17号まで及び19号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するもの
19	水の処理施設	1号から17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1号から17号までに掲げる施設に係る汚水等を含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）を処理するもの

※瀬戸内海環境保全特別措置法対象事業場について

排水量が日最大50m³以上の事業場の場合は、ダイオキシン法に基づく水質基準対象施設の届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請手続きが必要となります。（ただし、大気基準適用施設の届出は、ダイオキシン法に基づく届出が必要です。）

平成12年1月15日現在、すでに特定施設を設置されている事業者は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく使用届出が必要となりますので、ご注意下さい。

（3）他法令の許可、届出等について

ダイオキシン法の特定施設を設置する場合、同法の届出とは別に、次の各法律・条例による許可又は届出等が必要となる場合がありますのでご注意願います。

- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

2 排出基準

(1) 大気基準適用施設の排出基準

排出ガス中のダイオキシン類の排出基準は、施設の設置年月日及び種類に応じて次のとおり定められています。（法施行令別表第1、法施行規則別表第1、法施行規則附則別表第2）

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類	排 出 基 準 ^(注1)	
	既設施設基準 (H12年1月15日までの設置。ただし廃棄物焼却炉と製鋼用電気炉については(注1)を参照)	新設施設基準 (H12年1月16日以降設置分)
1 鉄鋼業焼結施設 ^(注2)	1	0 . 1
2 製鋼用電気炉	5	0 . 5
3 亜鉛回収施設	1 0	1
4 アルミニウム合金製造施設	5	1
5 廃棄物焼却炉 ^(注2) (焼却能力／時)	4 トン以上	1
	2 トン以上-4 トン未満	5
	2 トン未満	1 0
		5

TEQ：毒性等量。ダイオキシン類のうち最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性を表す換算係数(毒性等価係数:TEF)を決め、その係数により各ダイオキシン類の毒性の強さを換算したもの足し合わせた値をいう。

(注1) 既設施設基準は、平成12年1月15日までに設置された特定施設に適用し、新設施設基準はそれより後に新たに設置されたものに適用します。

ただし、「廃棄物焼却炉」で火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの及び「製鋼用電気炉」については、平成9年12月2日以降に設置されたものに新設施設基準を適用します。(それらの施設はその時期より大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていたため。) (法施行規則附則第2条1)

(注2) 鉄鋼業焼結施設および廃棄物焼却炉については標準酸素濃度による補正を行った後の値とする。(鉄鋼業焼結施設はOn=15%、廃棄物焼却炉はOn=12%、その他の施設はOn=0sとする。)

【補正の方法】

ダイオキシン類の濃度は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \cdot (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C : ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

C_s : 測定されたダイオキシン類の値 (ng-TEQ/m³N)

O_n : 標準酸素濃度 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とする。)

(2) 水質基準対象施設に係る排出基準

水質基準適用事業場のダイオキシン類の排出基準は、次のとおり定められています。(法施行令別表第2、法施行規則別表第2)

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	排 出 基 準
すべての施設	1 0

(3) 廃棄物焼却炉に係るばいじん及び燃え殻の処分の方法

特定施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻の処分を行う場合には、次の基準以内になるように処理しなければなりません。（法第24条、法施行規則附則第2条3）

（単位：ng-TEQ/g）

特定施設の種類	処理基準
廃棄物焼却炉	3

（注）平成12年1月15日以前に設置又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法で規定する廃棄物焼却炉）から排出するばいじん、燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、上記基準は適用しない。

- ①セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- ②薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- ③酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は精錬工程において重金属を回収する方法

3 測定義務

(1) 測定要領

特定施設を設置している者は、排出ガス及び排出水等について、次のとおり測定義務が課されています。（法第28条）

測定対象	測定義務者
排出ガス（施設の排出口）	大気基準適用施設を設置している者
排出水（事業場の排水口）	水質基準適用事業場を設置している者
廃棄物焼却炉の ばいじん 及び 燃え殻	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設）を設置している者

①測定回数 年1回以上

②測定方法

[排出ガス] （法施行規則第2条1）

- ・日本産業規格 K0311によるほか、次によること。
 - イ 排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において（廃棄物焼却炉にあっては、燃焼状態が安定した時点から1時間以上経過した後）、原則4時間以上採取すること。
 - ロ 採取したガスは、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態のものに換算すること。
 - ハ 鉄鋼業焼結施設及び廃棄物焼却炉からの排出ガスを測定する場合にあっては、日本産業規格K0311の7・4・3の備考の酸素濃度による補正を行うこと。（前章の「大気基準適用施設の排出基準」を参照。）
- ・廃棄物焼却炉で焼却能力が2000kg/h未満の場合、いわゆる「簡易測定方法」（ダイオキシン法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法）でも測定可能。

[排出水] （法施行規則第2条1）

日本産業規格 K0312によること。

[廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻] （法施行規則第2条2）

- ・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ダイオキシン法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法）か、いわゆる「簡易測定方法」（ダイオキシン法施行規則第2条第2項第2号の規定に基づき環境大臣が定める方法）によること。

③毒性等量の算出方法（法施行規則別表第3）

（注）平成20年4月1日より毒性等価係数が変更となりました。次ページ以降の「ダイオキシン類測定報告書の別紙」にある係数を参照してください。

2, 3, 7, 8-TCDD の毒性への換算	P C D F	10 物質
	P C D D	7 物質
	C o - P C B	12 物質

異性体の測定量ごとに係数を乗じて得た数量を合計すること。

定量下限以上の値はそのままの値を用い、定量下限未満のものは0（ゼロ）として算出すること。

④その他

ダイオキシン類の測定に当たっては、その時の操業状態を表す指標やダイオキシン類に関連が深い排ガス濃度成分などの把握が必要です。また、こうした情報は、日頃の操業においても把握していくことが望ましいと考えられます。

[例] 酸素濃度、一酸化炭素濃度、温度、投入量、投入物、ばいじん濃度 等

(2) 報告義務（様式の記載例）

測定結果については、速やかに市長に報告しなければなりません。

報告は「ダイオキシン類測定結果報告書」に基づいて行って下さい。報告書の作成は次ページの記載例を参考にしてください。

ダイオキシン類測定結果報告書

令和〇〇年〇月〇日

堺市長様

住所 堺市堺区〇〇町〇〇番地
 報告者 ○〇株式会社
 氏名 代表取締役 ○〇 ○〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出 ガス量 (m ³ N/日)	排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測定 箇所	特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	試料 採取者	分析者	備考
〇/〇/〇 11:00 ~ 12:00	1500	12	測定口	廃棄物焼却炉 No.1 都市ごみ (1500kg)	〇/〇/〇	0.23	○〇	〇〇	

表2 排出水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)						
〇/〇/〇 11:00 ~ 12:00	排出口 NO.1	5000	S-3 廃ガス洗浄施設	〇/〇/〇	0.015	○〇	〇〇	

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の 種別	採取箇所	特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料 採取者	分析者	備考
〇/〇/〇 11:00	ばいじん	集塵機 灰出口	廃棄物焼却炉 No.1 都市ごみ (1500kg)	〇/〇/〇	0.02	○〇	〇〇	簡易測定
〇/〇/〇 11:00	焼却灰	焼却炉 灰出口	同上	同上	0.1	同上	同上	同上

備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。

3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。

4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。

5 排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。

6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

参考

工場又は事業場の名称	○〇株式会社 ○〇工場
工場又は事業場の所在地	○〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

別紙1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ホリ塩化ジベンズフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
Total PCDFs					—	
ボリ塩化ジベンズフランジオキシ	2, 3, 7, 8—TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs				—	
Total (PCDFs+PCDDs)					—	
Total ダイオキシン類				—		
コブナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)				0.0003	
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)				0.00003	
	Total コブナーポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	

分析機関の報告書から転記すること。

備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m³N（毒性等量にあっては、ng-TEQ/m³N。）、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位をpg/L（毒性等量にあっては、pg-TEQ/L。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g。）とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 用語の定義は、日本産業規格K0311又はK0312によること。

6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考
	抗原抗体反応を利用した方法	0. 25	0. 02	0. 0006	0. 31	

備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m³N（毒性等量にあっては、ng-TEQ/m³N。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、ng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g。）とする。

2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。

3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。

4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。

5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。

7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

4 届出要件一覧表及び添付書類一覧表

(1) 届出要件一覧表（届出種類、時期、罰則等）

届出を必要とする場合			条文	届出等の時期	罰則
1 特定施設を設置しようとする場合	設置届出	第12条	設置しようとする日から60日以上前	届出をせず又は虚偽の届出をした者、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
2 平成12年1月15日現在で特定施設を設置している場合。 (今後、特定施設が追加された時、現にその施設を設置している場合)	使用届出	第13条	特定施設となった日から30日以内	届出をせず又は虚偽の届出をした者20万円以下の罰金	
3 届出に係る特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法、排水系統別を含む排出水の汚染状態及び量等を変更する場合	構造等変更届出	第14条	変更しようとする日から60日以上前	届出をせず又は虚偽の届出をした者、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
4 届出に係る氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合	氏名等変更届出	第18条	変更した日から30日以内	届出をせず又は虚偽の届出をした者10万円以下の過料	
5 届出に係る特定施設（の使用）を廃止した場合	使用廃止届出	第18条	使用を廃止した日から30日以内	届出をせず又は虚偽の届出をした者10万円以下の過料	
6 届出に係る特定施設を承継（譲り受け・借り受け・合併等）した場合	承継届出	第19条	承継があった日から30日以内	届出をせず又は虚偽の届出をした者10万円以下の過料	

(2) 添付書類等一覧表

		別紙1	別紙2	別紙3	別紙4	別紙5	別紙6	添付書類等
1	設置届出	△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)	作成要領参照
2	使用届出	△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)	△(注1)	"
3	構造等変更届出	△(注2)	△(注2)	△(注2)	△(注2)	△(注2)	△(注2)	"・変更概要説明書
4	氏名等変更届出							
5	使用廃止届出							特定施設の配置図
6	承継届出							特定施設の配置図

(注1) 大気基準適用施設については、別紙1、別紙2、別紙3が必要。

水質基準対象施設については、別紙4、別紙5、別紙6が必要。

大気基準適用施設かつ水質基準対象施設の場合は、別紙1～6全て必要。

(注2) 構造変更届出は、変更に係る別紙のみ提出して下さい。なお、既存の施設を新しい施設に更新する場合は設置届出となります。

(3) フレキシブルディスクによる届出

届出書類について、フレキシブルディスクによる届出が可能です。

フレキシブルディスクによる届出の場合、別途表紙及び、図面の添付が必要となります。

5 届出書の作成要領

(1) 届出に必要な書類

本法に基づく届出をする場合、届出書とこれに対応した別紙(1～6)及び添付書類等が必要です。提出する書類と記載内容の一覧は次のとおりです。

書類の名称	記載内容	
届出書(鑑)	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類 ④その他 参考事項	
大気施設	別紙1	特定施設(大気基準適用施設)の構造
	別紙2	特定施設(大気基準適用施設)の使用の方法
	別紙3	発生ガスの処理の方法
水質施設	別紙4	特定施設(水質基準対象施設)の構造
	別紙5	特定施設(水質基準対象施設)の使用の方法
	別紙6	汚水又は廃液の処理の方法
添付書類	共通	ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項を記載した書類
		工場又は事業場の周辺の見取り図
	大気施設	排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統図
		特定施設及び廃ガス処理施設(発生ガスの処理を行う施設)の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図)
		特定施設及び廃ガス処理施設の構造概要図(主要寸法を記入したもの、排出ガスの測定箇所を明示のこと)
		その他必要と認められる書類 (届出の計算の根拠を示す書類、燃料・原料等の性状分析表、排出ガスの測定データ等)
		次の事項を記載した工場又は事業場の敷地内の建物等の配置図 ・特定施設、汚水処理施設、主要機械、装置の配置図 ・用水及び排水の導水経路
	水質施設	特定施設を含む操業系統図、汚水等の処理系統図、用水及び排水の系統図
		特定施設及び汚水等の処理施設の構造概要図
		仕様書及び設計図面 排出水の汚染状態及び量(処理前後の水量及び水質を含む)

大気・水質両方の基準適用施設に係る届出を行う場合は、添付書類を共用することができます。

(2) 事前相談

堺市では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、事前に相談くださいますようお願いします。

(3) 届出の提出先

届出書の提出先は、環境保全部環境対策課です。届出部数は、2部です。

(4) 受理書

届出が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されます。また、設置届、変更届の場合は、受理書が交付されます。これらの書類は、大切に保管してください。

(5) その他の書類（代表者以外の人が届出をする場合）

代表者以外の人が届出をする場合（届出者欄が本社の代表者ではなく、例えば工場長である場合など）、委任状が必要です。委任状には、委任をおこなう代表者の氏名と、委任される者の氏名、委任事項を記してください。

※届出を窓口に提出するかたは代表者かどうかを問いません（そのかたへの委任状は不要）。

【届出書（鑑）の記載例】

様式第1(第4条関係)

特定施設設置（使用、変更）届出書

令和〇〇年〇月〇日

堺市長様

届出者

住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項（第13条第1項又は第2項、第14条第1項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

ふりがな 工場又は事業場の名称	まるまる 〇〇株式会社 〇〇工場 (電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	※施設番号	
		※審査結果	
特定施設の種類	第1の5号 廃棄物焼却炉 1基 第2の15号イ 廃ガス洗浄施設 1基	※備考 (受付印等)	
△特定施設の構造	大気基準適用施設にあっては別紙1、水質基準対象施設にあっては別紙4のとおり。		
△特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあっては別紙2、水質基準対象施設にあっては別紙5のとおり。		
△発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあっては別紙3、水質基準対象施設にあっては別紙6のとおり。		
添付書類 1. 特定施設及び排出ガスの処理等を行う施設の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図） 2. 変更概要説明書（変更届の場合に限る。）			

参考事項

工場又は事業場の事業内容	〇〇〇製造業	届け出るべき者が常時使用する従業員数	〇〇人
工場又は事業場の規模	〇億円	資本金	〇〇〇〇万円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)	施設課 〇〇 〇〇 (電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあっては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

【届出書（鑑）の記載上の注意事項】

表 紙	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合 設置(使用、変更)届出書 2 変更届の場合 設置(使用、変更)届出書 3 使用届の場合 設置(使用、変更)届出書</p> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合 法第12条第1項(第13条第1項は第2項、第14条第1項) 2 変更届の場合 法第12条第1項(第13条第1項は第2項、第14条第1項) 3 使用届の場合 法第12条第1項(第13条第1項は第2項、第14条第1項)</p>
届 出 者	<p>法人の場合・・・・その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載すること。 個人営業の場合・・・・事業者の住所、氏名を記載すること。 非法人の団体の場合・・・・町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所、氏名を記載すること。</p> <p>(注1) 代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状（1通）を添付すること。 (注2) 共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。</p>
工場又は事業場の名称	<p>名称には ふりがな を付けて記載すること。 個人営業の場合は屋号を記載すること。 電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮の名称で届を行う。（正式名称が仮称と異なる場合は事後に氏名等変更届を提出する。）</p>
工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号を記載すること。 届出時点で住所（住居表示）が確定していない場合は、仮称（○○地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告すること。</p>
特定施設の種類	<p>ダイオキシン法施行令別表第1又は第2に係る号番号、名称及び基数を記載すること。 <例> 第1の5号 廃棄物焼却炉 1基 第2の15号イ 廃ガス洗浄施設 1基</p>
特定施設の構造	
特定施設の使用の方法	記入不要（別紙1～6に記載）
発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	
工場又は事業場の事業内容	<p>「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。 参照：http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm</p>

資本金	法人のみ記載すること。
届出すべき者が常時使用する従業員数	届出する事業者が常時使用する従業員の数（本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パート等を除く。）を記載すること。
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）	この届出についての連絡先（担当する部・課名等）を記載すること。 ＜例＞ 総務部施設課 電話番号〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

【別紙1の記載例】

別紙1

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	No.1	
特定施設号番号及び名称	第1の5号 廃棄物焼却炉	
型 式	○○社製○○型○○	
施設の設置場所	別図②のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年 ○月 ○日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇年 ○月 ○日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇年 ○月 ○日	年 月 日
規 模	原料の処理能力(t/h)	
	変圧器の定格容量(kVA)	
	炉の容量(t)	
	焼却能力(kg/h)	150 kg/h
	火床面積(m ²)	2. 8m ² (1.4m × 2 m)
その他参考となるべき事項		
添付書類 特定施設の構造概要図（主要寸法を記入すること）		

備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、
使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、
工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。

3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

【別紙1の記載上の注意事項】

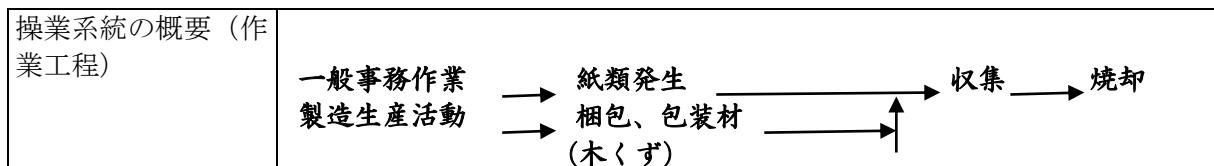
工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該特定施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）
特定施設号番号及び名称	法施行令別表第1（1ページ参照）に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること。
型式	製造会社名、型式を記載すること。
施設の設置場所	施設の設置場所を明示した添付図面の図面番号を記載すること。
設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。
工事着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。
工事完成予定年月日	上記工事が完了する予定年月日を記載すること。
使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。
規 模	
原料の処理能力	最大能力を記載すること。
変圧器の定格容量	KWからkVAへの変換については次の式による。 $kVA = \frac{KW}{\text{力率}} \quad (\text{力率} \leq 1)$ ただし、力率については正確な資料がない限り「力率=1」として取り扱う。
炉の容量	炉の容量を記載すること。
焼却能力	最大焼却能力を記載すること。 メーカーの作成する仕様書に記載された数値等を記載すること。
火床面積	炉の床面積を記載すること。
その他参考となるべき事項	記載についての補足等があれば記載すること。

【別紙2の記載例】

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No.1		
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等		9時～17時 8時間/回 1回/日 22日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動		なし	
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類	紙類	木くず	
	使用割合	50%	50%	
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)			
	1日の使用量	600kg	600kg	
排出ガス量(m ³ N/h)	湿り	最大3460 通常2306	最大	通常
	乾き	最大3264 通常2175	最大	通常
排出ガス温度(°C)		150		
排出ガス中の酸素濃度(%)		15		
排出ガス中のダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m ³ N)		最大3.3以下 通常3.3以下 最大5以下 通常5以下 (O ₂ =12%) (O ₂ =12%)	最大	通常 (O ₂ =%) (O ₂ =%)
その他参考となるべき事項				



- 備考 1 廃棄物焼却炉にあっては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 「その他参考となるべき事項」の欄には、ダイオキシン類の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況を記載のこと。。

【別紙2の記載上の注意事項】

工場又は事業場における施設番号	別紙1の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。																																																		
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等 当該届出施設等を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。 季節変動 使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。 <例> 1 4月～10月末日までは休止する。 2 6～9月までは60%減少する。																																																		
原料及び燃料	種類 当該届出施設等で使用する原料、原材料のうちダイオキシン類の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。 使用割合 種類別にその割合を重量比で記載すること。 原料又は燃料中の塩素分の成分割合 重量比で記載すること。 1日の使用量 当該特定施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。																																																		
排出ガス量	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガス量は、標準状態（温度0°C、圧力1気圧）に換算して記載すること。 燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。ただし、次のような場合は、排風機（ブロア）能力により算出すること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 電気炉等、施設からの排出ガス量を燃焼計算等によって算出することが困難な場合 (b) 排出ガス処理を行っていること等から、実際の排出ガス量が燃焼計算による排出ガス量と相違する場合 <p><燃焼計算></p> $G' = \{G_o' + A_o(m-1)\} W$ $G = \{G_o + A_o(m-1)\} W$ <p>G' : 乾き排出ガス量 (m^3N/h) G_o' : 燃料 1 m^3N 当りの理論乾き排出ガス量 (m^3N/m^3) G : 湿り排出ガス量 (m^3N/h) G_o : 燃料 1 m^3N 当りの理論湿り排出ガス量 (m^3N/m^3) A_o : 燃料ごとの理論空気量 (m^3N/m^3)</p> $m : \text{空気比} = \frac{21}{21 - O_2} \quad (\text{残存酸素濃度の値。単位: \%})$ <p>W : 単位時間当りの燃料使用量 (m^3N/h) 注: G_o'、G_o、A_oとして下表の値を使用しても差し支えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>G_o'</th> <th>G_o</th> <th>A_o</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 重油</td> <td>L</td> <td>8.9</td> <td>9.7</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>B 重油</td> <td>L</td> <td>9.3</td> <td>10.0</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>C 重油</td> <td>L</td> <td>9.5</td> <td>10.1</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>L</td> <td>8.4</td> <td>9.6</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>都市ガス13A</td> <td>m^3N</td> <td>9.6</td> <td>11.8</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>LPG(プロパン)を主成分とするもの（注1）</td> <td>m^3N</td> <td>22.1</td> <td>26.2</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>kg</td> <td>11.1</td> <td>13.1</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>LPG(ブタン)を主成分とするもの（注2）</td> <td>m^3N</td> <td>28.1</td> <td>33.1</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>kg</td> <td>11.0</td> <td>12.9</td> <td>12.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 容積比率をプロパン95%、ブタン5%として計算 注2) 容積比率をプロパン5%、ブタン95%として計算</p>		単位	G_o'	G_o	A_o	A 重油	L	8.9	9.7	10.7	B 重油	L	9.3	10.0	10.6	C 重油	L	9.5	10.1	10.3	灯油	L	8.4	9.6	11.4	都市ガス13A	m^3N	9.6	11.8	10.7	LPG(プロパン)を主成分とするもの（注1）	m^3N	22.1	26.2	24.2		kg	11.1	13.1	12.1	LPG(ブタン)を主成分とするもの（注2）	m^3N	28.1	33.1	30.1		kg	11.0	12.9	12.0
	単位	G_o'	G_o	A_o																																															
A 重油	L	8.9	9.7	10.7																																															
B 重油	L	9.3	10.0	10.6																																															
C 重油	L	9.5	10.1	10.3																																															
灯油	L	8.4	9.6	11.4																																															
都市ガス13A	m^3N	9.6	11.8	10.7																																															
LPG(プロパン)を主成分とするもの（注1）	m^3N	22.1	26.2	24.2																																															
	kg	11.1	13.1	12.1																																															
LPG(ブタン)を主成分とするもの（注2）	m^3N	28.1	33.1	30.1																																															
	kg	11.0	12.9	12.0																																															
排出ガス温度	煙突、フード等出口（排出口）における排出ガスの平均温度を記載すること。																																																		

排出ガス中の酸素濃度	乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を記載すること。 <注> 測定値による場合は、オルザット分析装置を用いる吸収法 又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用 いて測定すること。 なお、試料採取はダイオキシン類に係る試料と同一の位置 で採取すること。
排出ガス中のダイオキシン類の濃度	ダイオキシン類の乾き排出ガス中濃度を記載すること。 • 上欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。 • 下欄は、上欄を標準酸素濃度に換算した値を記載すること。 また、標準酸素濃度も併せて記載すること。 <注> 1 測定値による場合は、日本産業規格（J I S）K 0 3 1 1 に定める方法により行うこと。 2 複数の特定施設等から集合煙突等を通じて排出される場 合であっても個々の施設毎に記載すること。 （各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものと して記載すること。）
その他参考事項	記載についての補足等があれば記載すること。
操業の系統の概要 (作業工程)	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように 作業の手順（工程）を記載すること。

注) 1. ダイオキシン類の濃度は、処理施設がある場合は、処理後の濃度及び量を記載すること。
 2. それぞれの最大値の欄には、当該施設が最大能力、又は、ダイオキシン類に関して最高
 濃度（最大排出量）で稼働する場合の値を記載すること。
 3. 通常値は、当該施設が平常状態で稼働する場合の平均値を記載すること。

【別紙3の記載例】

別紙3

発生ガスの処理の方法

発生ガス処理施設（発生ガスの処理等を行う施設）の工場又は事業場における施設番号	S-1	S-2 S-3
処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 1
発生ガス処理施設（発生ガスの処理等を行う施設）の種類、名称及び型式	○○社製○○○	○○社製□□□ ○○社製△△△
発生ガスの処理の内容	冷却塔により、排出ガスを800°Cから200°Cに冷却する。	サイクロン 及び スクラバー
処理の系統	別図④のとおり	別図④のとおり
施設の設置場所	別図②のとおり	別図②のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
工事完成予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
その他参考となるべき事項		
添付書類 処理施設の構造概要図（主要寸法を記入すること）		

排出口の実高さHo(m)及び頂上口径D(m)	Ho 6 D 0.3 (φ)
排出口の番号	No.1
測定口の有無及び口径	(有) (口径 100 mm) 無

備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完了予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、
使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成
予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

【別紙3の記載上の注意事項】

発生ガス処理施設(発生ガスの処理等を行う施設)の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場におけるダイオキシン類を排出する発生ガスの処理に係る処理施設等の固有番号(記号)を記載すること。
処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該特定施設に固有の番号又は呼称(別紙1で記載)を記載すること。
発生ガス処理施設(発生ガスの処理等を行う施設)の種類、名称及び型式	当該処理施設等の名称及び型式を具体的に記載すること。 ＜例＞ ○○社製ベンチュリースクラバー A-2000型
発生ガスの処理の内容	発生ガス中のダイオキシン類低減に係る処理の方法を記載すること。
処理の系統	別図④のとおり、当該処理施設を全体の中でどのように使用するかわかるように処理のフローシートを簡略に記載すること。
施設の設置場所	添付書類(当該施設の設置場所を明記した工場又は事業場の平面図)の番号を記入すること。
設置年月日	当該処理施設等の設置年月日を記載すること。 (既存の処理施設等の場合のみ記載すること。)
工事着手予定年月日	当該処理施設等の関係工事(基礎工事を含む)に着手する予定年月日を記載すること。 (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。)
工事完成予定年月日	工事が完了する予定年月日を記載すること。 (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。)
使用開始予定年月日	当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。 (既存の処理施設等を使用し、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。)
その他参考となる事項	記載についての補足等があれば記載すること。
排出口の実高さHo(m)及び頂上口径D(m)	高さは地盤(GL)からの高さを記載すること。 また、頂上口径については、頂部内径を記載し、丸型、角型を明記すること。 ＜例＞ 1. Ho : 6 D : 0.3 (φ) 2. Ho : 30 D : 0.4 × 0.5 (□)
排出口の番号	当該施設の煙突(排出口)の番号を記載すること。
測定口の有無及び口径	測定口の有無の別に○を付け、有る場合は口径を記載すること。 (位置については添付図面に明記すること。)

(注) 1列に1つの施設について記載すること。ただし、本例 S-2, S-3 のように1列で内容を記載出来るものは、複数の処理施設を1列内に記載しても構わない。

【別紙4の記載例】

別紙4

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	S-3	
特定施設号番号及び名称	第2の15号イ 廃ガス洗浄施設	
型 式	スクラバー ○○社製△△△	
構 造	鉄鋼製	
主要寸法	別図〇〇のとおり	別図のとおり
能 力	廃ガス処理量 4000m ³ /h	
配 置	別図②のとおり	別図のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

【別紙4の記載上の注意事項】

工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該特定施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）
特定施設号番号及び名称	法施行令別表第2（2～3ページ参照）に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること。
型式	特定施設の型等（製造会社名、型式）を記載すること。
構造	特定施設の構成材料等を記載すること。
主要寸法	特定施設の大きさを示すこと。
能力	特定施設を1日フルに稼働させた場合の能力を記載すること。 (特定施設種類によって時間あたりの能力等も可)
配置	別図（工場内の建物等の配置図）において、主要機械又は主要装置の配置がわかるように記載すること。
設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該特定施設の設置年月日を記載すること。
工事着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。
工事完成予定年月日	上記工事が完了する予定年月日を記載すること。
使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。
その他参考となるべき事項	記載についての補足等があれば記載すること。

【別紙5の記載例】

別紙5

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	S-3				
特定施設号番号及び名称	第2の12号イ廃ガス洗浄施設				
設置場所	別図②のとおり		別図のとおり		
操業の系統	別図③のとおり		別図のとおり		
使用時間間隔	9時～17時まで		時～時まで		
1日当たりの使用時間	連続(毎)8時間／日		連続(時間毎)時間／日		
使用の季節的変動	なし				
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ 10kg/日				
汚水又は廃液の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)				
		別表①のとおり			
	汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大
		別表①のとおり			
その他参考となるべき事項	1日あたりの焼却量 紙類 600kg 木くず 600kg				

【別紙5の記載上の注意事項】

工場又は事業場における施設番号	別紙4の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。
特定施設番号及び名称	法施行令別表第2（2～3ページ参照）に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること。
設置場所	施設の設置場所を明示した添付図面の図面番号を記載すること。
操業の系統	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。
使用時間間隔	1日のうち、特定施設を使用する時間帯を記載すること。
1日当たりの使用時間	1日当たりの特定施設の使用時間を、記載すること。
使用の季節的変動	使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。 ＜例＞ 1 4月～10月末日までは休止する。 2 6～9月までは60%減少する。
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	特定施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、1日の使用量を記載すること。
汚水又は廃液の汚染状態	特定施設から排出されるダイオキシン類の水質の通常の値及び最大の値について記載すること。
汚水等の量	別表①のとおり、特定施設から排出される汚水等の1日の通常の量及び最大の量について記載すること。
その他参考となるべき事項	記載についての補足等があれば記載すること。

【別紙6の記載例】

別紙6

汚水等の処理の方法

汚水等の処理を行う施設の工場又は事業場における施設番号	A-1							
処理施設の設置場所	別図②のとおり				別図のとおり			
設置年月日	年月日				年月日			
工事着手予定年月日	令和〇年〇月〇日				年月日			
工事完成予定年月日	令和〇年〇月〇日				年月日			
使用開始予定年月日	令和〇年〇月〇日				年月日			
種類及び型式	工程廃水処理施設							
構造	鉄筋コンクリート製							
主要寸法	別図〇〇のとおり							
能力	48m ³ /日							
処理の方式	活性汚泥、接触酸化							
処理の系統	別図〇〇のとおり				別図のとおり			
集水及び導水の方法	別図③のとおり				別図のとおり			
使用時間間隔	0時～0時まで				時～時まで			
1日当たりの使用時間	24時間連続							
使用の季節変動	特になし							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	リン酸アンモニア〇kg/日							
汚状水態等及び汚量染	種類・項目	通常		最大		通常		最大
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理後
	ダイキシン類(pg-TEQ/L)	別表①のとおり						
量(m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥△t/日〇〇株に委託							
排出水の排出方法	排出口の位置別図②のとおり 排水口の数(雨水専用)4本(2本) 排出先××水路〇〇川				排出口の位置別図のとおり 排水口の数(雨水専用)本(本) 排出先			
その他参考となるべき事項								

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

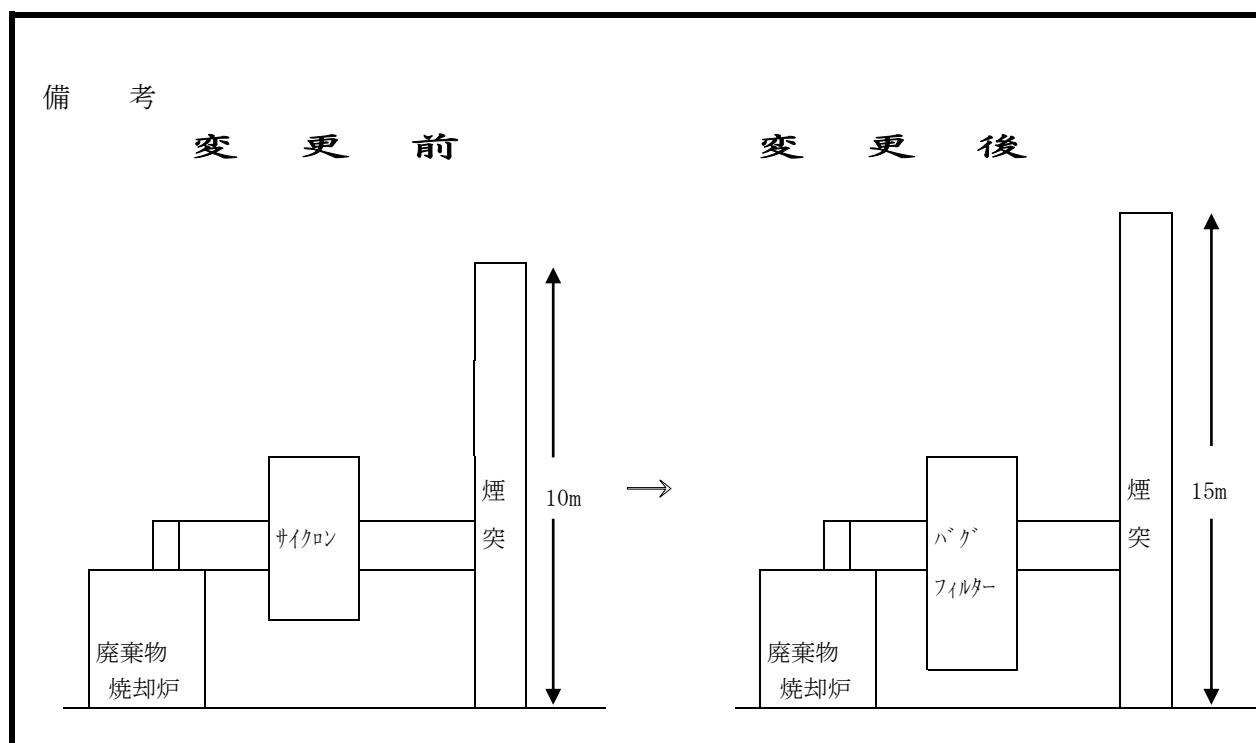
【別紙6の記載上の注意事項】

汚水等の処理を行う施設の工場又は事業場における施設番号	汚水等の処理を行う施設の固有番号（記号）を記載すること。 なお、複数の処理施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
処理施設の設置場所	別図②のとおり等記載すること。
設置年月日	当該処理施設の設置年月日を記載すること。 (既存の処理施設の場合のみ記載すること)
工事着手予定年月日	
工事完成予定年月日	当該処理施設の関係工事を着手、工事の完了及び使用開始それぞれの予定年月日について記載すること。 (既存の処理施設で、変更工事等を行わない場合は記載する必要はない。)
使用開始予定年月日	
種類及び型式	処理施設の種類、型等を記載すること。
構 造	処理施設の構成材料等を記載すること。
主 要 寸 法	処理施設の大きさを示すこと。
能 力	原則として、1日に処理できる排水量又は時間当たりに処理できる排水量を記載すること。
処理の方式	処理の方式について、記載すること。
処理の系統	処理に関する工程をフローシートに記載すること。（水量・水質を系統毎に記載してもよい。）
集水及び導水の方法	別図②のとおり、特定施設から処理施設に至る経路等を記載すること。
使用時間間隔	1日のうち、処理施設を使用する時間帯を記載すること。
1日当たりの使用時間	1日当たりの使用時間を、記載すること。
使用の季節変動	季節変動がある場合には、その状況を記載すること。
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	汚水等の処理に要する薬品等の1日当たりの使用量を、用途別に記載すること。
汚水等の汚染状態及び量	別表①のとおり、処理装置の処理前と処理後のダイオキシン類の通常の値及び最大の値、並びに1日の汚水の通常の量及び最大の量を記載すること。あわせて、排出口における、ダイオキシン類の通常の値及び最大の値並びに排出水の通常の量及び最大の量を記載すること。
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚水等の処理によって生じる残さの1ヶ月（1日）の種類別生成量及びその処理方法を記載すること。
排出水の排出方法	別図②のとおり、排水口の位置を記載すること。 排水口の総数と（）内には雨水専用の数を記載すること。
その他参考となるべき事項	記載についての補足等があれば記載すること。 ※当該処理施設の処理対象としている特定施設の「工場又は事業場における施設番号」等を記載してください。 ※残さの処理方法について、業者等に委託する場合、委託先の処理業者名を記載してください。

【変更概要説明書の記載例（※変更届の場合のみ）】

変更概要説明書（理由）

施設番号 (種類)	当該施設を設置した ときの届出年月及び 收受番号	主要変更事項	変更年月日	変更理由
NO. 1 第1の5号 廃棄物焼却炉	平成12年1月 1-4	廃ガス処理方法の変更 (サイクロン→バグフィルター)	平成12年5月1日	ダイオキシン類 排出削減のため
NO. 1 第1の5号 廃棄物焼却炉	平成12年1月 1-4	煙突の高さの変更 (H ₀ =10m → 15m)	平成12年5月1日	老朽化のため 更新



【変更概要説明書の記載上の注意事項】

施設番号 (種類)	<ul style="list-style-type: none"> 工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記入する。（番号等は、重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記入すること。） 種類は、法施行令別表第1又は第2に係る号番号、名称を記入すること。
当該施設を設置したときの届出年月及び収受番号	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設を設置したときの設置届（使用届）表紙の「※備考（収受印等）」欄内の届出年月日（市町村収受印内に記載される年月日）及び収受番号。
主要変更事項	<ul style="list-style-type: none"> 具体的に変更した事項を記入する。 <例> 1 廃ガス処理方法の変更（サイクロン→バグフィルター） 2 煙突の高さの変更（H₀=10m → H₀=15m）
変更年月日	<ul style="list-style-type: none"> 変更に伴って工事を行う場合は、当該工事（基礎工事を含む。）の着手予定日を記入すること。 届出書を提出する日から、実施制限期間60日以降の日とすること。
変更理由	簡明に記入すること。 <例> ダイオキシン類排出削減のため
備考	変更前後についてのフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。

【その他添付書類の記載方法】

(1) 大気基準適用施設関係

- ・別図①工場付近の見取り図 (例参照)
- ・別図②工場内の建物等の配置図 (例参照)
- ・別図④発生ガスの処理系統図 (例参照)

(2) 水質基準対象施設関係

- ・別表①排出水の汚染状態及び量 (例参照)
- ・別図①工場付近の見取り図 (例参照)
- ・別図②工場内の建物等の配置図、用水及び廃水の導水経路等 (例参照)
- ・別図③特定施設を含む操業系統図、用水及び廃水の系統図 (例参照)

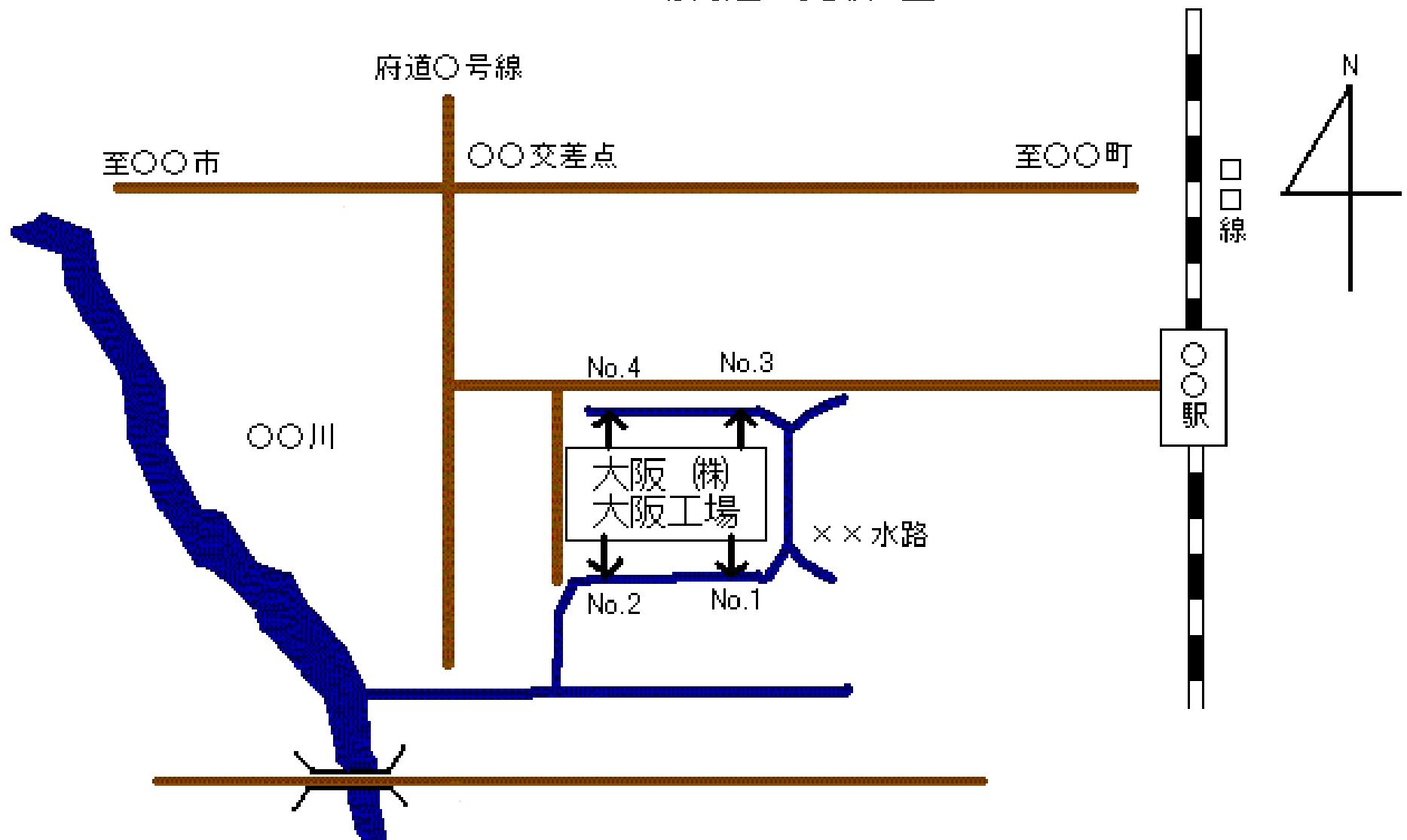
[記入例]

別表① 排出水の汚染状態及び量

地点（施設）名		特定施設 排出口 (排水処理前)		NO. 1排水口		総排水量	
地 点 番 号		①		②		—	
項 目	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排 水 量	m ³ /日	1 0	1 3	4 2	4 5	4 5	4 8
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1. 0	1. 0	0. 1	0. 1	—	—

工場付近の見取り図

別図①

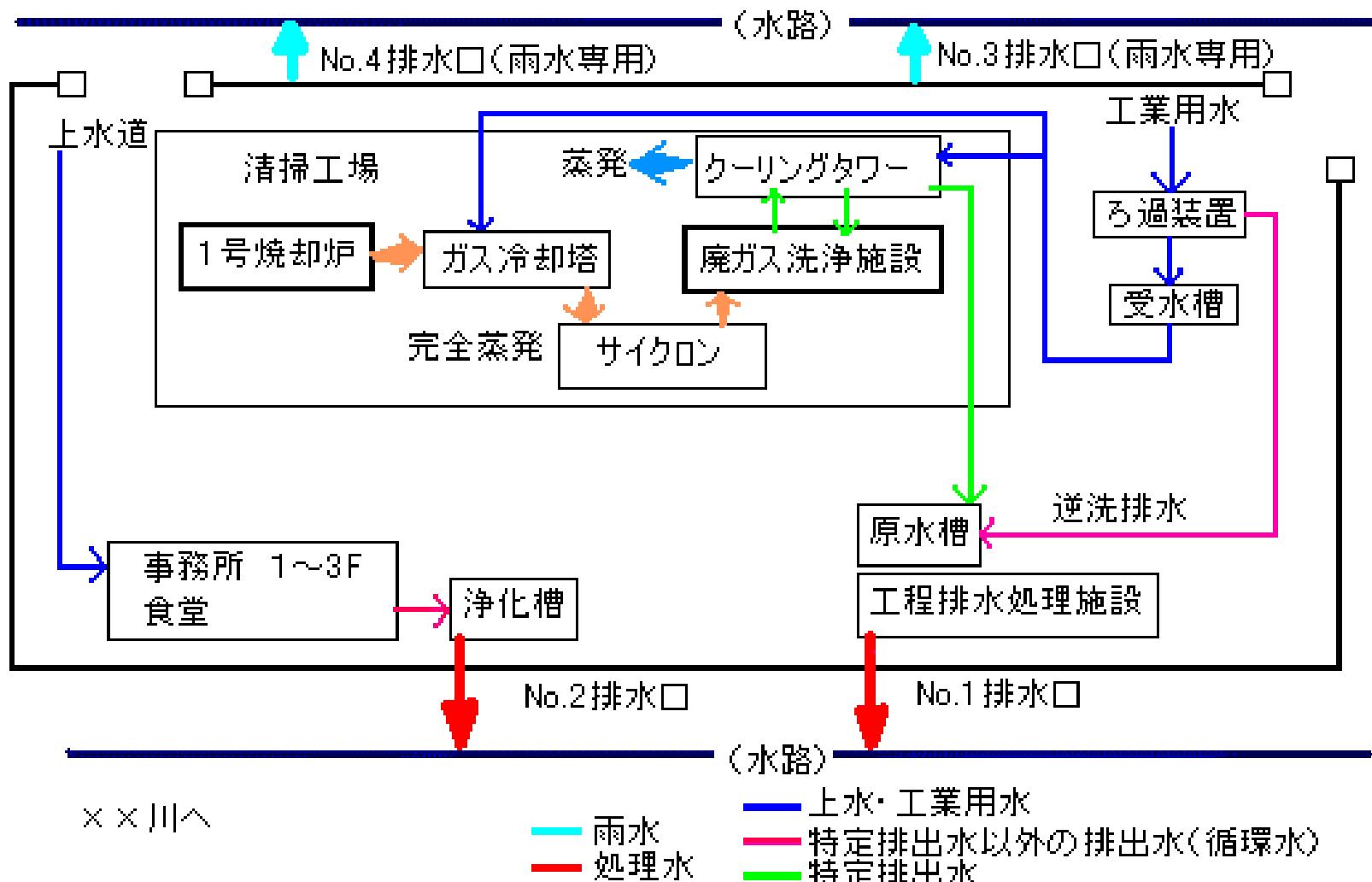


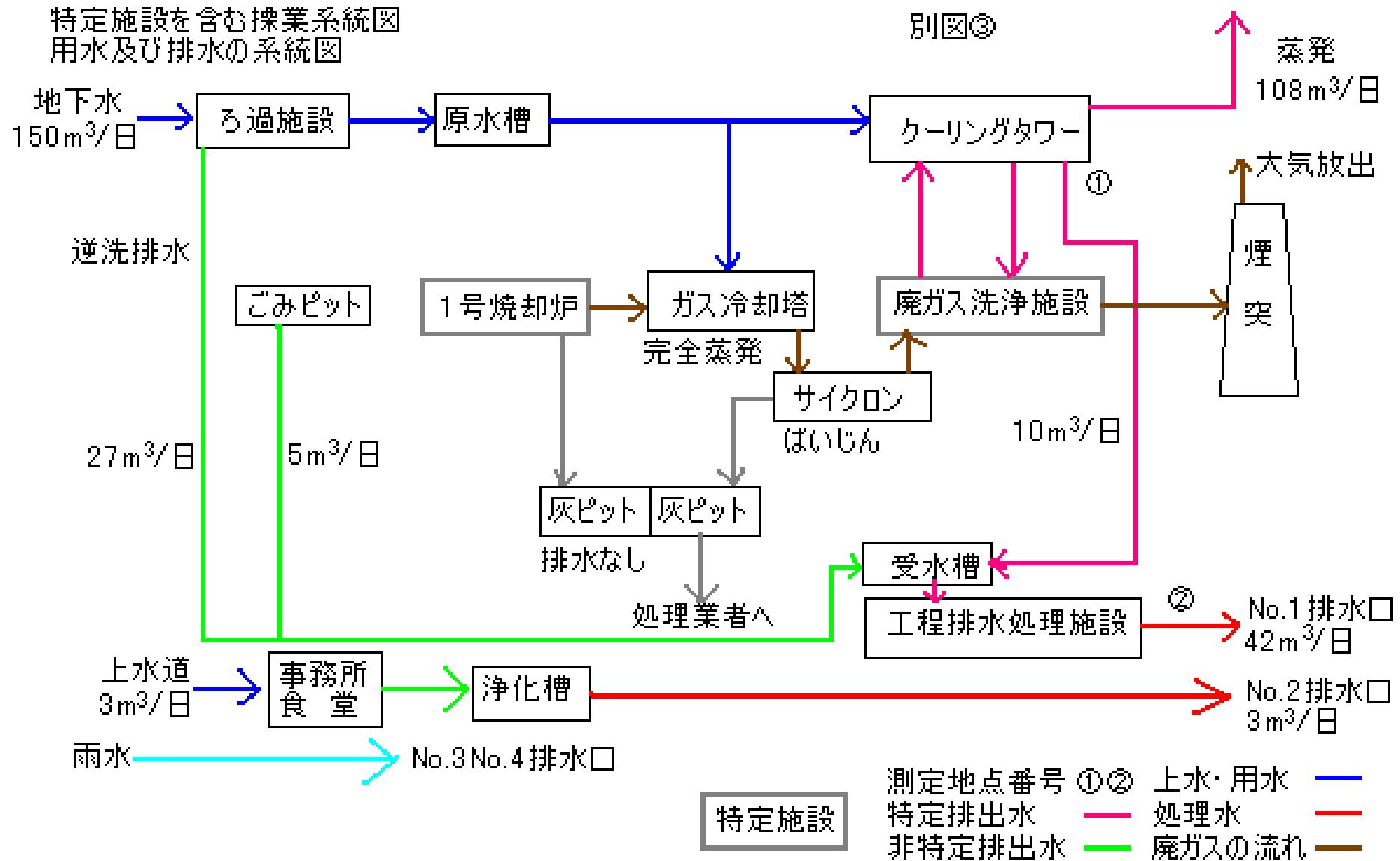
工場内の建物等の配置図

特定施設、汚水処理施設、主要機械、主要装置の配置図

特定施設から汚水処理施設に至る導水経路

別図②





別図④

発生ガスの処理系統図

